

一般財団法人福井県剣道連盟
各地区剣道連盟会長様
団体長様

一般財団法人福井県剣道連盟
会長 片山外一

令和5年度第1回「木刀による剣道基本技稽古法指導者養成講習会」の開催について

みだし講習会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

同日、「日本剣道形講習会」も開催されますので混み合うことが予想されます。

全日本剣道連盟より面マスクの着用に関する方針変更がありましたので、その内容を踏まえて本県連盟の対応を一部変更いたしました。その他につきましては全日本剣道連盟及び本県連盟が示している新型コロナウイルス感染症防止の各ガイドラインを必ず遵守して頂きますようご連絡をお願いいたします。

記

- 1 日時
令和5年4月16日（日）10時～15時
- 2 受付
令和5年4月16日（日）9時30分～9時50分
玄関で、検温・手指の消毒後、入館して競技場で受付をしてください。
37度5分以上の発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合は受講（入場）できません。
- 3 場所
福井県立武道館 剣道小道場
福井市三ツ屋町8-1-1
電話 0776-26-9400
- 4 受審資格
剣道5段以上を有する者
- 5 申込み締め切り
令和5年4月9日（日）必着
別紙1「令和5年度第1回木刀による剣道基本技稽古法指導者養成講習会申込用紙」を提出してください。
- 6 健康調査票の記入と提出
別紙2「健康調査票」に本講習会当日までの健康状態等必要事項を記入し、当日受付時に提出してください。

7 服装等

剣道着、袴、垂れ（名札）、木刀

- ※ 入館中のマスク着用は個人の判断に委ねますが、講習会においては、マスク着用を推奨とします。
- ※ 更衣室ではマスクの着用をお願いします。

8 必携教本

次の資料を事前に熟読し内容を十分理解した上でご参加ください。

- ・木刀による剣道基本技稽古法 500円（税込）
- ・剣道講習会資料 500円（税込）

上記教本をお持ちでない方は、全日本剣道連盟オンラインショップで購入可能です。

- ・URL：<https://zenkenren-shop.com/kendo/books/>
- ・QRコード：右のQRコードを読み取ってください。



オンラインショップでの購入が難しい方は福井県剣道連盟事務局でも販売しておりますのでお問い合わせください。

- ・連絡先：福井県剣道連盟事務局
- ・電話：0776-28-6616
- ・メール：fkikendo@herb.ocn.ne.jp

9 ガイドラインの変更について

マスクの着用ならびに入館時の注意事項は前述のとおりとしますが、その他の指針については「対人稽古に関する感染防止ガイドライン」及び「審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」に則って行います（右のQRコード参照）。

ただし、今後、全日本剣道連盟の通達によりガイドラインの内容変更等もあり得ますのでご承知おきください。



10 その他

本講習会は、剣道称号受審資格の認定講習会を兼ねています。内容について剣道称号要項（令和5年4月1日施行）を添付します（別紙3参照）。

※ 全剣連のお知らせ「面マスクの着用について」

3月10日に全剣連より面マスクの着用に関するお知らせがありましたのでご参照ください。

- ・URL：<https://www.kendo.or.jp/information/20230310/>
- ・QRコード：右のQRコードを読み取ってください。



以上

令和5年度第1回木刀による剣道基本技稽古法 指導者養成講習会申込用紙

(地区剣道連盟)

| 番号 | 氏名 | 年齢 | 称号 | 段位 | 指導養成講習 | 称号認定講習 |
|----|----|----|----|----|--------|--------|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |

※ 指導者養成講習会または称号認定講習会の参加か、○印を付けてください。

別紙 2

健康調査票

| | |
|-----|------------------------------|
| 事業名 | 令和5年第1回木刀による剣道基本技稽古法指導者養成講習会 |
|-----|------------------------------|

一般財団法人福井県剣道連盟

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|----------|------|------|------|------|------|
| 所属地区名 (団体名) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氏名 | | 年齢 | | | | | | | | | | | | | |
| 住所 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 連絡先(電話番号) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 月/日 | 4/2 | 4/3 | 4/4 | 4/5 | 4/6 | 4/7 | 4/8 | 4/9 | 4/10 | 4/11 | 4/12 | 4/13 | 4/14 | 4/15 | 4/16 |
| 体温 | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ |
| 咳(せき)、のどの痛み、 鼻水など風邪の症状 | | | | | | | | | | | | | | | |
| だるさ(倦怠(けんたい) 感)、息苦しさ(呼吸困難) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 体が重く感じる、疲れやす い等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 味覚や嗅覚の異常 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新型コロナウイルス感染 症陽性とされた者との濃 厚接触 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同居家族や身近な知人に 感染か疑われる方がいる | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過去14日以内に政府から 入国制限、入国後の観察 期間を必要とされてい る国、地域等への渡航又は 当該在住者との濃厚接触 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過去14日以内に海外渡航 歴 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 渡航国名(滞在先・経由地) | | | | | | | | | | 渡航期 間 | ～ | | | | |
| 相談記述：相談したいこ と、連絡しておきたいこ と有れば、記載してくだ さい。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 本人サイン | | | | | | | | | | | | | | | |

※ 濃厚接触とは、「感染者に必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で人と人の距離が近い接触（1 m程度）が一定時間（15分）以上続くこと」と定義します。

※ この用紙は、当日、受付で提出して下さい。

記載に関して：

- ・ 体温は計測の数値を記入
- ・ 健康状態は、有り (○)、無し (X) を記入
- ・ 1か月以内に海外渡航歴がある場合は、渡航先（滞在地・経由地）を記載のこと
- ・ 健康等相談、連絡したいことが有れば、記載してください。

剣道・居合道・杖道 称号受審要項

1 称号受審資格

(1) 錬士受審 資格

- ① 六段受有者で、六段受有後、1年を経過し、福井県剣道連盟の選考を経て福井県剣道連盟会長から推薦された者。
 - ※ 修行年限にかかわる受審資格は取得日ではなく取得月で計算する。
例) 令和2年5月15日に六段を取得した場合、令和3年5月3日の称号審査は1年を経過していないが六段取得月と同月のため受審可能。
- ② 五段受有後10年以上を経過し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条第2項による特例）。
 - ※ 福井県剣道連盟会長は、申込者が規則第10条の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。なお、規則第11条第2項の特例による推薦は特に厳選することとする。
 - ※ 年齢基準は審査当日とする。
- ③ ①もしくは②の条件を満たし、全剣連称号審査の開催日より1年以内の県剣連主催または全剣連主催の講習会を1回以上受講している者。

(2) 教士受審 資格

- ① 錬士七段受有者で、七段受有後、2年を経過し、福井県剣道連盟の選考を経て福井県剣道連盟会長から推薦された者。
 - ※ 修行年限にかかわる受審資格は取得日ではなく取得月で計算する。
例) 令和2年5月15日に七段を取得した場合、令和4年5月3日の称号審査は2年を経過していないが七段取得月と同月のため受審可能。
- ② ①の条件を満たし、全剣連称号審査の開催日より2年以内の県剣連主催または全剣連主催の講習会を2回以上受講している者。

※ 講習会受講回数に関する注意点（錬士・教士共に）

- ・全日本剣道連盟が主催する講習会（後援講習会等）も回数に含む。
- ・社会体育指導員中級認定を受けた者は、剣道錬士受審のための講習会を受講したものとみなす。申請時に認定書の写しを添付すること。
- ・社会体育指導員上級認定を受けた者は、剣道教士受審のための講習会を受講したものとみなす。申請時に認定書の写しを添付すること。
- ・受審申込の際には、講習会受講履歴を必ず記入する。受講履歴が確認できない場合は、称号審査会の受審推薦できない。

附 則 この要項は令和3年4月1日から施行する

附 則 この要項は令和5年4月1日から施行する（改訂 令和3年5月31日）